

ザールラント統治の変遷

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-04-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮崎, 繁樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/3680

ザールラント統治の変遷

宮 崎 繁 樹

まえがき

第一 ザール問題の背景

一 歴史的背景 二 民族的背景 三 経済的背景 四 軍事的背景

第二 第一次大戦後のザール統治の概要

一 ヴェルサイユ平和会議における交渉
二 国際連盟による施政
三 ザール人民投票とドイツ復帰

第三 第二次大戦後のザール統治の概要

一 フランスのザール政策
二 ザール高等弁務官の配置
三 ザール憲法の制定
四 ザールの自立
五 フランスへの経済的結合
六 一九五〇年三月三日の諸協定
七 一九五三年五月二〇日の諸条約
八 欧州化の計画と、その否決
九 ドイツ連邦共和国への編入

あとがき

まえがき

ザールラントは、ドイツとフランスの境界に位置し、面積こそ狭いが、経済的には、石炭、鉄鋼の主要な産地であり、また、それゆえに、政治的には、しばしば、両国の係争の地となつた。その統治状況を国際法的に見るならば、変態的統治の二型態に属するが、その内容は、現実に行われたもの、計画されたものを含めると、数種におよび、あたかも、国際的統治の実験場の感を呈している。住民にとつて、それは、極めて不幸なことであつたといわなければならぬが、目を国際社会の将来に転ずるとき、われわれに多くの示唆を与えてくれるように思われる。本稿は、このよきな意味から、ザールラントの法的地位を検討する序説として、その統治の変遷の概要をたどつて見ることにした。

第一 ザール問題の背景

歴史をひもといて見ると、ドイツとフランスとの紛争には、多く領土問題がからんでおり、それが両国の親善を妨げる理由となつていた。ザール問題も、その内の重要な一つである。第一次大戦後のパリ平和会議で、フランス代表は、「ザールは、歴史的にも、民族的にも、経済的にも、フランス領たるべきものである。」と主張した¹。ドイツ側は、もちろん、これに反対したが、この諸点は、ザールの法的地位について検討して行く上にも、その背景となるものであり、ザール問題に関する著書で、これらの点に触れていないものは、ほとんどないほどであるから、わたくしも、本論にはいるに先立つて、これを概観することにした。

一 歴史的背景

カール大帝の大帝国 *Universalsreich Karl d. Gr.* の崩壊後、その子ルードヴィヒ一世 *Ludwig I.* の三子が、ヴェル

ダン条約（八四三年）によつて帝国を三分し、長子ロタール Lothar が、皇帝の位およびイタリア王国とともに、現在のザールの地域を含むロタリングアを取得し、Mittelreich とよばれていた。ロタールの死後、その弟ルドヴィヒ二世が、メルセン条約（八七〇年）によつて、西フランク王カール二世とロタリングアを分割したとき、ルドヴィヒ二世の東フランク王国（ドイツ帝国の前身）に、現在のザール地域は所属することとなり、そのとき以後、ザール北部地域は、後に記する二回の中絶時期を除いて、久しくドイツ領に属することとなつた。

オットー三世の治世、ザールブリュッケンの附近は、九五一年に大僧正 Hochstift の Metz に属し、一〇一九年低地ザール地方は、采邑として、この地方の伯爵 Grafen 達に与えられた。当時はザールブリュッケン伯爵領が、現在のザール地域の大部分をしめていたが、それと並んで、Blieskastel 伯爵領 Herzogtum, Pfaltz—Zweibrücken 公爵領があり、北部の Messig—St. Wendel の附近は Trier の選挙侯国に属し、ライヒ騎士団の小領地なども存在していた。

三〇年戦争（一六一八—一四八）によつて完全に荒廃されたこの地域は、ザールブリュッケン伯爵の努力によつて回復したが、ルイ十四世 Louis XIV は、この地域の地下資源に注目して伯爵領の併合につとめ、一六六二年 Gustav Adolf 伯爵が、フランス王を領主と認めることを拒絶したのを理由に、同伯爵を捕えてザールブリュッケンを占領し、さうして Homburg 市も占領した。G. Adolf の夫人 Eleonore Klara は、一六八一年伯爵領を失わないために、要求に応じて帰順の誓を行つた。同様なことが Blieskastel Zweibrücken Trier でも行われた。ルイ十四世は、その勢力を確保するために、一六八一年 Saarlouis に要塞を築き、かくて一六八四年には、この地域は、フランス国王のもとに割譲せしめられた。一六九七年のリスウィック Ryswick 条約によつて、これらの地域は還付されたが、彼は、なお、右の諸侯と協定を結んで勢力圏の確保に努めた。Wilhelm Heinrich（一七四一—一六八）の治下にザール炭坑は適

切な採掘が行われ、ようやく発展の緒についたが、

一七八九年フランス革命が勃発すると、ザールブリュッケン伯爵領は、直ちにこれに引込まれ、フランス革命軍はこの地域にあふれ、土地の領主 *Comte* や役人は、逃げ去り、もしくは放逐され、大部分の領主の居城は破壊された。このとき、住民の一部は、フランス革命の思想に共鳴して、フランスへの併合を求める請願書をパリに送った。それによつて、ザール地域は、フランス共和国に併合され、プロイセンは、一七九五年フランスとのバーゼル講和によつて、フランスのライン左岸併合に対する抵抗を断念し、オーストリアが神聖ローマ帝国の名において行つたリュエネヴィル *Lüneville* の講和（一八〇一・二）により、フランスは、正式にライン左岸を併合し、このようにして、一七九二年から一八一四年までの間、ザール地域もフランスの支配に服することになった。

—— 法 律 論 叢 ——

ナポレオン一世 *Napoléon Bonaparte* の失脚後締結された第一回パリ平和条約（一八一四・五・三〇）によつて、ザールブリュッケン、ザールルイスを除く地域がプロイセンに返還された⁴。これらの留保地域を返還し一七九二年の状態に戻すよう要求する *Heinrich Böcking* により指導され *Görres* によつて支持された住民の抗議は、ナポレオンが違約してエルバ島を脱出したことに対する制裁の意味も加味されて、一八一五年一月の第二回パリ平和条約によつて達成され、ザール地域は、完全にドイツに復帰した。

フランスのザール地域に対する併合の計画は、十九世紀に入つてからも、くり返された。たとえば、それはナポレオン三世のプロイセンに対する政策としても現われ、また、一八七〇年から七一年にわたる戦争の原因の一つでもあった。ナポレオン三世の失脚と、アルサス・ローレンのドイツへの併合によつて、はじめて、フランスは、ザール併合計画を一応断念した。

第一次大戦中も、フランスはザール地域の併合を戦争目的の一つとしていた。それは、*Brand* 仏首相のロンドン

駐在フランス大使にあてた訓令（一九一七・五・一二）およびロシア・フランス間の協定（一九一七・二・一〜一四）に現われている。

大戦終了後、パリの平和会議でフランスがザール併合を主張した歴史的根拠は、(1)一六八四年のザール平野の割譲、(2)ルイ十四世によるザールルイス要塞の建設、(3)フランス革命のときのザール住民の請願、(4)一八一四年第一回パリ講和の際のザール河左岸のフランスへの留保であつた。

これらの諸点は、確かに顧慮すべき点を含んではいないが、しかし、それをもつてザール地域全部が歴史的にフランス領でなければならぬというほどの根拠とは認められない。一九一九年五月二九日の平和条約案に対するドイツ政府の覚書に書かれているように「ザール地域は、一千年以上ドイツ国の領土であり、一〇八四年間において、ザール地域がフランス領土であつたのは、その間、僅か六八年間に過ぎなかつた」のである⁵⁾。

ザールが、歴史的には、フランスより、むしろドイツに密接に結びつけられていることは、第一次大戦後のパリ平和会議におけるアメリカ首席全権 Wilson の主張や、第二次大戦後のヨーロッパ理事会に対する van Naters の報告書の中にも現われている⁷⁾。

1. ザールは、ドイツ語では Saar、フランス語では Sarre と綴り、フランス人の主張によれば、Sarre とは、本来ゴール語であつて eau courant（流れる水）を意味するといわれる。第一次大戦後のザールについて、田岡良一「ザール地域の法的構成」(国際法外交雑誌二九卷九号七七頁)。(同巻一〇号八六九頁)。Frank, Artikel Saargebiet in Wörterbuch des Völkerrechts und der Diplomatie, 3. Band, S. 132 ff.

2. Hermann Sacher, Artikel Saargebiet im Staats Lexikon. 4 Band, 1931, S. 1126 ff.

3. Ludwig Dischler, Das Saarland 1945~1956, Eine Darstellung der historischen Entwicklung mit den wich-

tigsten Dokumenten, 1956, S. 1

4 La Politique sarroise de La France, in *Cronique Etrangère* 1951, P. 709 および後掲附図(第一図)参照

5 尾上正男「ザール帰属問題」(外交時報七一巻二号一五三頁)

6 彼は、一九一九年三月二八日開催の四頭会議において、フランスの要求に対し、彼の宣言した平和会議の基本原則たる一四カ条も、一八七一年のフランス国領土の回復は、約束しているが、一八一四年の境界に戻すことは意味していない、と頑強に拒絶した。

7 Conseil de l'Europe, Le Statut Futur de la Sarre (Annexe au Rapport, présenté par van der Goes van Naters) : Council of Europe, The Future Position of the Saar. 1954

二 民族的背景

第一次大戦後フランスは、一九一九年二月提出の覚書の中で、ザール地域は現在ではドイツ人が比較的多数であるが、それは、ドイツ施政百余年間の積極的移住植民政策の結果であり、それにもかかわらず、同地域居住のフランス系住民は、少くも一五万人をこえ、そのほかフランスに併合を希望するもの多数がある、と述べていたが、パリ平和会議においても、一九一九年三月二八日フランス代表 Clemenceau は、ザール地域住民六〇余万人中には、フランス語を話すものが一五万人余あり、このほかにも、いわゆる Pro-French が多数いると説明して、民族的根拠から、フランスのザール地域支配の合法性を裏付けようとした。

しかし、一九一〇年のドイツ国統計によれば、ザール地域の全人口五七万人中、フランス語を母国語として申出たものは、僅か三四〇人にとどまつてゐる。Temperly も一九一〇年におけるザール地域全人民六四九、五〇九人中、フランス系のもは三〇〇〇人にすぎず、地域的には、ザール地方最南西部の一村 Hemilly Commune だけがフランス系人が多数であると述べており、Sidney Osborne は「もし、ドイツ代表がこの会議に出席していたな

らば、クレマンソーもこのような主張をなしえなかつたであろう」と書いている。正確な数字は、統計・引用によつて一致していないが、九〇%以上がドイツ系であり、ドイツ語を使用していることは、間違いない¹⁰。

第二次大戦後も、一九四七年一月二日のフランス国民議会における、演説および、ニューヨークタイムスとのインタビューにおいて、ビドー Bidault 外相も「八〇万のザール人はドイツ人である。われわれは、よくそのことを知っている。Les 800,000 Sarrois sont des Allemands. Nous en avons pleine conscience¹¹。」と声明した¹²。

8 ドイツ国統計(一九一〇年)によると、ザール地域全人口五七一、六九〇人中

ドイツ人 五六八、〇九六(九九、三六%)、フランス人 三四二(〇、〇六%)

ポーランド人 一六六(〇、〇二九%)、その他 三、〇八六(〇、五四%)である。

9 尾上「前掲」一五二頁および、同引用の Temperley, A History of the Peace Conference Vols. VI, Sidney Osborne, The Saar Question のほか、C.H. Haskins, Some Problems of the Peace Conference. R.S. Baker, Woodr. ou Wilson and World Settlements. Vols. III. は、何れも、ドイツ系人の優勢を認めている。

10 Der Große Brockhaus, Saargebiet, S. 270. 参照 なお、全住民の七分の五はカソリックである。

11 La Documentation française, Articles et Documents, N° 1211, p. 3.

12 ザール住民人口の推移は次の通りである。(カッコ内は出典)

一九一〇(年)	五七一、六九〇(人)	(ドイツ国統計)
〃	六四九、五〇九	(Temperley「前掲」)
一九一九	六七六、〇〇〇	(世界大百科辞典一九五六年版、一二巻)
一九二七	七七〇、〇三〇	(米田実、「後註20参照」)
〃	七八六、〇九八	(Der Gross Brockhaus, 1933, Bd. 16, S. 270)
一九三五、六、二五	八一、〇〇〇	(一九五六年国際統計要覽)
九三七	八二、〇〇〇	(一九五五年 同)

一九三九	九〇九、六一九	(Ludwig Dischler「前註」参照)
一九五一、一一、一四、	九五三、〇〇〇	(一九五五年國際統計要覽)
一九五二	九六五、〇〇〇	(同 右)
一九五三	九七六、〇〇〇	(同 右)
◇	九七一、〇二八	(Dischler「前掲」)
一九五四	九八三、〇〇〇	(一九五六年國際統計要覽)
◇	九七一、〇二八	(世界大百科辭典「前掲」)
一九五五	九九二、〇〇〇	(一九五六年國連統計年鑑)

三 經濟的背景

第一次大戦後フランスがザールを要求した經濟的根拠は、大戦中ドイツ軍隊がフランス産業を破壊する目的で、フランス北部炭坑「ノール」および「バ・ド・カレー」の諸炭坑の設備を破壊し、採炭を不可能ならしめたことに対する賠償としてであった。これらの炭坑の石炭産出額は、年間約二〇〇〇万トンともいわれ、その復旧にどれほどの年月を要するかが争われたが、フランスは一五年間を要すると主張し、第一次大戦後の特別施政期間一五年は、それを根拠に定められた。しかし、ヴェルサイユ条約締結時すでに右炭坑は三〇%の回復を見せていたといわれ、右の理由によれば、ザール炭坑管理の一五年は長期にすぎたものであった。のみならず、ヴェルサイユ条約は、別に第八篇賠償第一款一般規定の第五附属書二項において「独乙国ハ十年間毎年石炭七〇〇万トンヲ仏蘭西国ニ引渡スコトヲ約ス尚独乙国ハ十年ヲ超エサル期間戦争ノ結果破壊セラレタル「ノール」及「バ・ド・カレー」兩県内ノ炭坑ノ戦前年産額ト右期間ニ於ケル同地ノ炭坑ノ産額トノ差額ニ相当スル石炭ヲ毎年仏蘭西国ニ引渡スコトヲ約ス該引渡ハ最初ノ五年間ハ年二千万トン、其ノ後ノ五年間ハ八〇〇万トンヲ超エサルヘシ。「ノール」及「バ・ド・カレー」兩県内ノ破壊セラレタル炭鉱ノ回復ニ付テハ相当ノ努力ヲ為サルヘキモノトス」と規定され、同一〇項において「破壊セラレタル炭鉱ノ石炭ヲ代償スヘキ石炭ハ他ノ引渡ニ対シ優先スヘシ」と規定されていたのであるから、賠償を根拠としてザール炭坑を長期にわたり取得すること、いわんや、その理由に

よりザール地域の併合を求めるといふことの根拠は、薄弱であつたとしなければならぬ。

フランスは第一次大戦中に表明した戦後平和条件（一九一六・二・三二）、一九一七年の政府宣言（一九一七・一・一〇）およびフランス議会決議（一九一七・六・五七六）の中において、いずれもザール地域の割譲については言及していなかったが、ロシア・フランス間の秘密協定（一九一七・二・一四）第二項には「国境は少くともローレン州の原領域の限界まで拡張せらるべく、フランス国政府が任意に軍事上の必要をみたし、かつ、フランス国領域中に、ローレン州の鉄鉱地域全部およびザール峡谷の全炭田地域を包含せしめうるよう劃定せらるべし」と規定され、フランス首相ブリアンからロンドン駐在フランス大使にあてた訓令（一九一七・五・一二）の中にも「ライン河の左岸には自治国家を造ることが願わしい。アルサス・ローレンは、一八一五年の条約下におけるように減ぜられず、一七九〇年に構成された国境によつてフランスに返還されるべきである。そうすれば、フランスは、フランス工業にとつて重要なザールを所有することとなるだろう、」と書いている。これは、大戦の過程において、アルサス・ローレンの取得がフランスにとつて明白になつたとき、同地の鉄鋼業との関係上ザールの石炭を強く希望するに至つたものと解される。

フランスはその国内的需要に比較すると石炭の産出量はややとほしく、一九五三年において五二、五八八、〇〇〇、〇〇〇トン、ザールは一六、四一八、〇〇〇、〇〇〇トン、ドイツ（西独）は二二五、六五二、〇〇〇、〇〇〇トンであり、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の枠の内では、ザールの生産をフランスに算入する場合は、ドイツ（連邦共和国）とフランス（共和国）との石炭産出量の比率は、ドイツ三五％、フランス三四％で、ほぼ匹敵するのに対し、逆にザールの生産をドイツに算入すると、ドイツ四七％に対し、フランスは二七％と、大きく開くことになる¹³。また、ザールの鉄鋼生産量も軽視することはできない。

このように考察すると、フランスが強くザールを希望する理由は明白であつて、アルサス・ローレンの鉄鋼業との

関係もさることながら、さらに、ザールがドイツの重工業に寄与し、フランスの重工業を圧倒して、一つの戦争潜在力となることに対する脅威が大きかつたのである。

アンブレン・モーロー André Mourlo は、そのフランス史の中で「フランスのすべての不幸は、一八七〇年以來のドイツ制覇の意志を原因としていた。そこから、新しい侵入を不可能にする平和条約が、フランスにとつて最も重要なこととなる。あらゆる党派のフランス人は、ドイツ工業の中心であるザールとルールが、一方は、フランスの管理下に、他方は、国際管理のもとに置かれることを望む」という点で一致した。」とのべている¹⁴。

13 La Solution du Problème Sarrois, in: Union Européenne de Fédéralistes, Paris 1953 P.12; Fritz Hellwig, Saar zwischen Ost und West, 1954 は、第二次大戦後のザールの経済的地位について詳しく。なお, Shert, *Traité de Droit International Public*, 1951, Tome Ier, P. 700 et S. ザールにおける石炭、鉄鋼の産出量と、ドイツ、フランスの比較は後記第一、二表参照

14 André Mourlois, *Histoire de la France*, § 6. 10 平岡、中村、山下訳「フランス史(下)」七三三頁

四 軍事的背景

以上のほかに、ザール問題については、なお軍事的背景が考慮されないわけではない。ローレン北部国境は防禦上危険な点もあり、そのことからザールの領有を便とする議論もありうるが、しかし、第一次大戦後は、フランスの主張によつてドイツはライン河左岸の防備撤廃の義務を負い、第二次大戦後は、ドイツ連邦共和国の拡大ブラッセル機構および北大西洋条約機構への加入によつて、西欧内には集団的安全保障体制が確立されたわけであるから、ドイツに対する軍事的理由からフランスがザールを領有するという必要は消滅したものとわなければならない。

15 フランスにとつてのザールの軍事的意義については、偕行社記事特号昭和一六年六、七、八号附録「独軍西方作戦の梗概

第二 第一次大戦後のザール統治の概要

一 ヴェルサイユ平和会議における交渉

第一次大戦後フランスは、一九一九年二月提出した覚書において、ドイツとの国境を一八一四年の第一回パリ平和条約当時に遡らせ、ザール炭坑の所有をフランスに移すことを要求した。

三月二八日朝、四国首脳会議が、ウイルソン Woodrow Wilson（アメリカ）ロイド・ジョージ Lloyd George（イギリス）クレマンソー Clemenceau（フランス）オランダ Orlando（イタリア）出席のもとに、ウイルソンの主宰で開かれた際、フランス代表タルジユ Tardieu およびル・シュール Le Sueur は、フランスによるザール獲得を主張し、ロイドジョージもこれに対して幾分妥協的であったが、ウイルソンはこれに反対し、「フランスは、どの公文においても一八一四年の国境を要求したことはない。フランスが同意した講和の基礎は一八七一年における損失の賠償であり、一八一五年のそれではなかつた。一八一四年の境界は少しも経済的現実には合致せず、いたずらにザールを二分してこれを破滅せしめるであろう。人民投票なしに、このような条件のもとに土地の割譲を行うことは許し難く、このようなことは新たに第二のアルサス・ローレン問題を作ることになる」とのべ、ただ、一定期間だけザール炭坑の使用をフランスに許すことに同意するにとどまつた。これは、ウイルソンの一九一八年一月八日の平和会議の基本原則たる一四カ条の内の第八原則（一八七一年の害悪の匡正）および一九一八年二月一日のウイルソン教書（ドイツ・オーストリア宣言に回答した四大原則声明）にそうものであつた。ロイドジョージもフランスのザール地域領有には反対し、ザール炭坑の支配に関しては、賠償の見地からフランスの主張を容認した¹⁶。

英米の反対にあつて、フランス代表はザール地域領有の主張を撤回し、同日午後「炭坑の経営には同地方に特別政治組織を設ける必要がある」と主張し、翌二九日「ザールの主権は直ちに決定せず、当分国際連盟の保護のもとに置くことにし、ただ、フランスは国際連盟から委任統治権を取得し、軍隊を同地に駐留させ、地方行政に対する拒否権、市長・市長代理などの任命権を持つこと。ザール地域居住のドイツ人はドイツ国籍を依然保有するが、ドイツ議会選挙には参加せず、ドイツ中央政府任命の官吏はザールから引上げること。フランス国籍を希望するものには調査の上これを与えること。各行政区において有権者の多数がフランス国籍を取得し、あるいは地方議会がフランスへの併合を希望したときは、国際連盟の同意をえて、フランスへの併合が実現される。住民が積極的に選択しないときは、一五年後に選択の機会を与える」という案を提出した。

— 法 律 論 叢 —

三月三十一日にいたつて、ロイドジョージ等の支持によつて、ウイルソンも、国境を変更したり、新国家設立などの問題が起らぬことを条件にザール炭坑のフランスへの移管に同意した。その結果、(1)ザール炭坑の所有権はフランスに移り、それはフランスの対ドイツ賠償の一部にあてられること、(2)炭坑開発のため輸出税はじめドイツの租税を免除し、内外労働者の移動、鉄道・水路による交通の自由、炭坑開発に関する経済的便益を供与すること、(3)上記事項実施に必要な政治的組織を調査すること、について意見が一致し、具体的問題については、タルジュ Tardieu (フランス)、モレ Mollet (イギリス)、ハスキンス Haskins (アメリカ)の三名からなる委員会の検討にまかせられ、同委員会は、フランスの炭坑所有権確保のため適当な特別行政組織の必要な旨を答申した。

四月八日、フランスは、フランスと関税同盟を結ぶ独立ザール国を建設するか、または、フランスに委任統治権を与えて国際連盟のもとに置き、一五年後に人民投票を行うことを主張し、ロイドジョージも委任統治案に傾いたが、ウイルソンは、ドイツの主権を変更するいかなる処置にも反対して委任統治案を拒否し、ただフランス所有の炭坑とド

イツ政府との間の紛争を解決するため、仲裁委員会を設置することを提案した。

しかし、その案にはフランスが反対し、ロイドジョージもフランスに近づいたので、四月九日に至り、ウイルソンも、遂に、ドイツの主権停止に同意し、自ら提出した仲裁委員会に代えて、国際連盟の監督下に特別の施政委員会 Governing Commission, Regierung Kommission を設け、それにザールの施政をゆだねることに同意し、領土の根本的解決は一五年後の人民投票の結果によることに同日午後大体の了解がまとまり、四月二〇日その成案ができ上り、四国首脳会議もその成案を承認し、ヴェルサイユ条約第三篇欧州政治条項第四款「ザール」河流域 Saar Basin (第四五条(第五〇条)および同附属書(いわゆるザール法規 Saar Statut)一ないし四〇の規定となつた¹⁷。

16 ヴェルサイユ条約の成立の経緯については、田岡、尾上、C.H. Haskins, Temperley, R.S. Backer 前掲のほか、Bülow, Der Versailler Völkerbund. Eine vorläufige Bilanz, 1923; R.v. Frank, Die staats- und völkerrechtliche Stellung des Saargebiets, im Archiv des öffentlichen Rechts. Bd. 43. Heft 1.

17 ヴェルサイユ条約については、United States Government Printing Office, The Treaty of Versailles and after Annotations of the Text of the Treaty, 1947. Reichsgesetzblatt, (RGBl) 1919, S. 769 ff. Saarstatut については、RGBl. 1919, S. 775 ff. の「ザール」河流域の地域は、プロイセンのラインプロヴィンツとバイエルンのプファルツの各一部を、人工的に合せて画定したものである(後記、第二図、参照)。

二 国際連盟による施政

ヴェルサイユ条約は一九一九年六月二十八日署名され、一九二〇年一月一日発効した。休戦後フランスの占領下にあったザール地域は、同条約によつて国際連盟の施政のもとに置かれることとなつた。その要点を記すると、

- 1 ドイツは国際連盟のためにザールの施政権を放棄し、同地域の領土主権の帰属は、条約実施後一五年の終に人

民投票によつて決定することが定められた。

2 ザール地域にある一切の炭坑は、その一切の附帯施設とともに完全にフランスの財産となり、フランスの権利は、炭坑開発に必要な運輸機関におよんだ。フランスは、附帯事業として行う教育機関において、フランス語による教育を行うことを認められた。ザール地域は、フランスと関税同盟のもとに置かれ、同地域においては、フランス貨幣の流通を禁止・制限することはできず、フランスは、鉱山および附帯機関の経営に関する一切の購買、支払および契約についてフランス貨幣を使用できた。

3 ザール地域の施政は、国際連盟を代表する施政委員会に委託され、同委員会は、同地域において従来ドイツ国、プロイセン、バイエルンに属していた一切の施政権を保有し、さらに委員会は条約規定の解釈から生ずる一切の問題を決定する権能を有した¹⁸。

— 法 律 論 叢 —

ザール施政委員会の構成は、後記の通りであり（フランス人一名、非フランス人たるザール住民一名、非ドイツ・フランス人三名）その公正が要求されていたが、少くとも最初の三年間は、ほとんどフランス外務省に左右され、また、住民の権利福祉の尊重が規定されていたにもかかわらず（条約四六・五〇条）、親仏排独の傾向に偏した。施政委員会の委員長ロー・Rath は、専らフランス勢力の増進につとめ、ドイツ人の迫害を行い、熱心な排仏親独家を捕縛し、域外追放を断行し、ザール地域におけるあらゆる批判を禁圧した（一九三三年）。また、フランスは、石炭の供給を支配したところから、石炭を必要とする関係企業の支配を獲得し、その資本の六割を取得するにつとめた。フランス語小学校では、単に派遣されたフランス人炭坑従業員の子供を教育するだけでなく、ザール官庁と連絡の上、盛にドイツ系住民子弟の吸収につとめ、フランス語小学校に子弟を送る両親だけに「職業の継続」「住宅の継続」を認めるなどの手段も採用し、また、フランス語新聞はドイツ語新聞より優遇された。

条約上ザール秩序維持のため地方憲兵隊 *Ortl. Gendarmerie* の組織が認められていたにもかかわらず、五千ないし八千名のフランス政府から給与を受けるフランス兵が配置された。

このような親仏排独策に対し、ザール住民は、国際連盟に抗議の覚書（一九二二・五および一九二三）を送り、ドイツ政府も抗議した。一九二六年カナダ人サー・アーネスト・ウィルトンの施政委員会委員長就任と、シュトレーゼマン *Gustav Stresemann* 首相の独仏接近外交によつて右の施策は逐次改善され、懸案となつていた右フランス部隊の駐屯も、一九二七年の協定 *Kompromiss* に基いて部隊の数は削限され、イギリス・ベルギーの部隊の参加によつて、その構成が変えられ、その任務も鉄道の守備に限定された¹⁹。

一六二六年九月ドイツは国際連盟に加盟し、一九二九年シュトレーゼマン死亡の間際には、フランス側から、別に一九三五年のザール人民投票を待つまでもなく、条件付にザールをドイツに復帰させようという提案があり、ドイツもこれに応じ、両国が相互に代表委員を任命し、協議を開始するに至つたが、ドイツの政情の変化により、実現を見るに至らなかつた。

18 Artikel Saargebiet, im *Der Grosse Brockhaus*, Bd.16, 1933, S. 270ff.

19 J.M.Bumiller, *Die völkerrechtliche Stellung der fremden Truppen im Saargebiet*, 1928; Hermann Sacher, *Artikel Saargebiet im Staats Lexikon*, Bd. 4, 1931, S. 1126

20 米田実「切迫したザール帰属問題」(国家学会雑誌四八巻七号七一—八七頁)

三 ザール人民投票とドイツ復帰

ザールの地位に関しては、ヴェルサイユ条約によつて、一九三五年に人民投票を行い、それまでの国際連盟による統治の制度を維持するか、フランスに合併するか、ドイツに復帰するか、町村または郡(市)ごとに投票の方法によ

つてザール住民にその希望を表明させ、国際連盟は、その住民の希望を考慮して、その最終的帰属を決定することが規定されていた。

途中ドイツ、フランス関係が好転した折は、一九三五年を待たずにザールがドイツに返還されるかもしれぬという動きはあつたが、遂にそれは実現せず、ヴェルサイユ条約の規定通り人民投票が行われることとなつた²¹。

これより先、ドイツにおいてはナチス Nationalsozialistische Partei NSDAP が政権を掌握し（一九三三・一）、ヒトラー Adolf Hitler が総統に選ばれ（一九三四・八）、その後、活潑にザール回収運動を展開した。

国際連盟理事会は、ザール問題につき三人委員会「アロイジ（イタリア）、オリヴァン（スペイン）、カンテロ（アルゼンチン）」を任命していたが、ザール人民投票を一月二三日実施することに決定し、人民投票委員会（委員長ローデ）に投票を管理させ、投票の実施保障のため国際警備隊（ベルギー・イタリア・イギリス・スウェーデン等）を派遣して治安維持にあたつた。

— 法 律 論 義 —

一月一三日午前八時半から一般投票が開始され、八八六の投票場で、投票は平穩裡に行われた。投票は、午後八時打ち切られ、投票箱は、イタリア戦車隊の手で、ザールブリュッケンに集められた。

開票は、一四日午後五時ワルトブルク会館で開始され、一五日朝終了し、午前八時すぎ、最終公式数字が、人民投票委員会により発表、各国に放送され、同時に、連盟事務局も公表した。その結果は、次の通りであつた。

有 権 者	五三九、五四二
投 票 者	五二八、七〇四
白 票	一、二五六
無 効 票	九〇五

ドイツ復帰	四七七、〇八九	(九〇、七三%)
現状維持	四六、六一三	(八、八七%)
フランス併合	二、一二四	(〇、四〇%)

ザール人民投票の結果は一五日早朝ローデ委員長から連盟に報告され、連盟のザール問題三人委員会は、左記内容の報告書を連盟理事会に提出し、ザールのドイツ返還を勧告した。

- 1 人民投票の結果、ザール地域の住民が、絶対多数をもつてドイツ復帰を希望した事実にもとづき、連盟理事会は、ザール地域をドイツに帰属させることを決定すべきこと
- 2 理事会は、三月一日までにザール地域の移管を完了すべきことを、同時に宣言すること
- 3 ドイツ・フランス両国政府は、その間に、ザール地域に関する未解決の問題について協議すること
- 4 両国政府が二月二一日までに右の諸問題について協議に達しない場合は、連盟理事会が臨時会議を開き、その問題につき決定すべきこと

これに対し、ザール非武装問題につき両国間に意見の相違があつたので、委員会はその点も考慮して報告書を作成し、連盟理事会は、一月一七日夜開会して右報告を審議の上これを承認し、ザール全地域をドイツに帰属させることを正式に決定し、次の決議を採択した。

国際連盟理事会は、ヴェルサイユ条約第四八条においてザール河流域と称せられている地域の全部を、右条約の規定および、人民投票に関し保障された特別規定にしたがつて、来る三月一日ドイツへ引渡すことに同意することを決定する。この決議は、ザール委員会の報告に基づくもので、その報告は、ザール地域が非武装地域とされ、施政委員会によつて、従前の要塞などが破壊されることを、フランス・ドイツ両国が承諾していることを述べている。

なお、非武装化および引渡しの詳細については、委員会が、来る二月一五日までに決定し、もし、その決定が不可能な場合

は、特に理事会を開催して決定する。

なお、ヴェルサイユ条約によつてフランスの所有となつていたザールの炭坑は、九億フランでドイツに買戻された。

21 百々巳之助「人民投票本月に迫れるザール領域問題の考察」(外交時報七三卷一号一九六頁以下)、芦田均「ザール問題の結着と其影響」(同七三卷三号一七二頁以下)

H. Frank u. V. Bruns, Saarabstimmung und Völkerbund, im Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht, Bd. V. Nr. 4. S. 781 ff.

22 ザール投票の結果については、「ザール人民投票」(外交時報七三卷三号一八一頁以下)。ザールのドイツ復帰前に、ドイツ連邦制はナチス統治下に改変され、邦議会の廃止、邦の高権のドイツ国への移譲(一九三四・一・三〇)などの中央集権化が行われていた関係もあり、従前のプロイセン、バイエルン兩邦への復帰は行われず、バラチナ州への合併が行われたが、第二次大戦中は、バイエルンの一部および、フランスのローレンと合せて、ガウ・ヴェストマルク Gau Westmark とされていた。

第三 第二次大戦後のザール統治の概要

一 フランスのザール政策

フランスは、第二次大戦直後もザールを併合する意図を持つていた。ポツダム会議(一九四五・八)には、フランス代表は出席しなかつたが、会議の直後ド・ゴール De Gaulle 将軍は、ビドロー Bidault 外相を伴つてワシントンに赴き、ザールの併合を要求しているし²³、ロンドン外相会議(一九四五・九・一四)の折にも、フランス代表は、その要求をくり返している。しかし、他の連合国の賛成が到底えられないことを見てとると、次に、ビドロー・フランス外相は、(1)ザール

炭坑のフランスへの移譲、(2)ザールのドイツからの分離、(3)ザールのフランスの関税通貨組織への編入、(4)その保障のための永久的軍事占領、を要求するとともに、(5)ザールを連合国管理地区から除外することを要求した。もつとも、その終局的規制については、ドイツと連合国との平和条約によるべきことを表明した。ベビン Bevin イギリス外相は、ドイツの全国境問題の解決前に、フランスがザールをドイツから分離割譲することに賛成することはできないが、併合するのではなく、その経済通貨地域にくり入れるという提案については、フランスが賠償の要求を適当に修正し、かつ、ザールの地境を正確にきめるならば、これに同意すると述べ、バーンズ Byrnes アメリカ國務長官も、六〇年間に三回も襲われ占領されたフランスの請求に反対することはできない、また、ザールとフランスの経済が相互に密接に結び合っているという事実をも考慮しなければならぬ。ザールの地域がフランスの行政区域に入れられる場合は、フランス政府はそのことによる経済的利益を評価し、ドイツに対する賠償要求を適当に修正すべきである。しかし、アメリカは、ザール住民が明白に希望したのでなければ、明らかにドイツのものであるこの地域を、ドイツから分離することに同意するものではない、と述べ、結局イギリスとアメリカは、フランスの提案を原則的には支持した。しかし、モロトフ Molotov ソ連外相は、ザール地域をドイツから分離することには反対であると述べて、フランス政府の処置をはげしく攻撃した²⁴。

23 James F. Byrnes, *Speaking Frankly*, New York and London: Harper & Brothers, 1947, P. 170 La Documentation française, *Notes documentaires et Etudes* N. 582 (1947. 3. 27) P. 5. また一九四五年三月八日フランス臨時国民議会の外交委員会は多数決によってザールのフランスへの併合を票決している。Die Saarfrage—Teil I—Deutsche Presseagentur-Archiv und Informationsmaterial HG/3/7 vom 8. 8. 1952, S. 6.

24 L. Dischler 前掲 國際的諸文書について 同 Anhang. Beate Ruhn von Oppen, *Documents on Germany under Occupation 1945-1954*, Oxford Univ. Press 1955.

Louis Baudin u.a., Die Saar-Grenzland und Brücke: Internationales Jahrbuch der Politik 1956, 2/3 Lieferung.

二 ザール高等弁務官の配置

一方ザールの状況は、一九四五年三月アメリカの第一五軍によつて占領されて以来、バイエルン、ファルツおよびライン左岸のヘッセンの一部とともに「ザール・ファルツ・ヘッセン」Saar-Pfalz-Hessen としてアメリカ占領下の行政単位となつていたが²⁵、同年七月六日フランスの部隊は、当時の長官シルベル・グランドヴァル Gilbert Grandval の指揮下にザールに進駐し、一二日アメリカ軍部隊と交代し、ザールは二九日フランス軍政下に入り、三一日 *Regierungspräsident* の布告によつて、ザール軍政の通達以後ザール地域はドイツの他の部分から行政上の関係で独立した行政的単一体となり、軍政長官の任務と管轄は、国家的施政のすべての範囲に及ぶことが布達された²⁶。

同年八月三〇日ドイツ占領フランス軍司令官ケーニヒ *König* 將軍のもとに、ザール軍政の首位に立つものとしてザール弁務官 *Délégation Supérieure de la Sarre* が配置されることとなり²⁷、グランドヴァルがこれに任命された。ザールの管理機構は、この当初から他のフランス占領地区と異つていたが、非ナチ化非軍事化および民主化に関しては、バーデン所在のフランス軍政部の発する指令並びにドイツ管理理事会の指令は、いずれもザールに対しても適用された。ザールの軍政は、早くも一九四七年二月三一日終結され、従来のザール弁務官 *Délégation Supérieure* に代つて、ザールラントの行政に関する、ほとんど無制限な干渉権限を持つた、ザール駐在フランス共和国高等弁務官 *Haut Commissaire de la République Française en Sarre* が配置され、グランドヴァルが、それに任命された²⁸。ザール高等弁務官は、ドイツ占領フランス軍司令官から権限を与えられており、ザールの命令布告は、ドイツ占領フランス軍司令官の官報 *Journal Officiel du Commandement en Chef Français en Allemagne (J.O.)* に掲載されていたが、実際上は、高等弁務官は、その命令を実施するために必要な、広汎な全権限を与えられていた。

- 25 外務省「ザールの現況」(同省調査四課情報資料第七二号、昭二五・一・二六)、参照これは、アメリカ國務省の“The Present Status of the Saar” in Document and States papers, Oct. 1948 の邦訳である。
- 26 Ernst Rudolf Huber, Das Saarland, im Quellen zum Staatsrecht der Neuzeit Bd. 2, 1951. S. 551ff. 44-46 前掲四頁。

27 Decision No. 1 Journal Official (J.O.) 1954 P. 12

28 La Statut du Haut Commissaire de la France eu Sarre, Information et Documentation, N°. 171 (1948. 1. 24) P. 28.

入江啓四郎「欧州防衛共同体条約の概要」五三頁以下、「欧州石炭鉄鋼共同体の成立」(国際法外交雑誌五二卷一・二合併号六九頁)、「沖繩の法的地位」(同誌五四卷一—三号合併号八二頁)、田岡良一「国際法講義上」一九四頁に第二次大戦後のザールの概況が述べられてある。なお、拙稿「ザールラント」(国際法外交雑誌五六卷四・五合併号)「ザールラントの法的地位」(法律論叢三二二卷二号予定)

三 ザール憲法の制定

これより先、ザールを政治的にドイツから分離し、フランスに結びつける目的で一九四五年七月三十一日ザールにはフランス軍政部の下に臨時行政機関として *Regierungspräsidium* が創設されていたが²⁹、一九四六年一月二二日それは、協議委員会 *Beratender Ausschuss* に発展した。

第二次大戦直後のアメリカ軍政下においては、後記のザール解放運動を除いて、政党の設立が禁止されていたが、フランスは、その軍政下において政党を復活させることを許可した。その結果、一九四五年一〇月二七日ザールには、キリスト教人民党 *CVP die Christliche Volkspartei*、ザール社会民主党 *SPS die Sozialdemokratische Partei des*

Saarlandes、ザール共産党 KPS die Kommunistische Partei des Saarlandes が、一九四七年三月ザール民主党 DPS die Demokratische Partei des Saarlandes が、それぞれ設立され、一九四五年一月一三日正式に政党結成の承認が布告された。

一九四六年九月一五日施行の町村選挙により、キリスト教人民党が五二%を獲得した(詳細は次頁参照)。同年一月八日ザール人による七人制の行政委員会 Verwaltungsausschuss が右の結果を考慮して任命され、各委員は、それぞれの行政部門を担当し、委員会は、事実上政府の性格を持つものとなり、その結果、従来の Präsidium は廃止された。

一九四七年二月一三日グランドヴァルは、フランス外務省からザールの憲法委員会を任命するように、という命令を受領した。これに応じて、前記町村選挙に参加したザール各政党と、その後新設されたザール民主党の代表者は、同月二六日予備会議を開催し³⁰、キリスト教人民党首ヨハネス・ホフマン Johannes Hoffmann を議長として審議を開始した。なお、同月、ザール憲法起草に関してフランス軍当局からその「方針書」が公けにされた。その内容は、フランス政府がモスコウ会議(一九四七・四・一〇)において提出した覚書の内容と同様であるが、「ザールラントに対し規定される統治の形態は主として経済的事実によつて決定される。つまり、(1)ザールはドイツの戦争潜在力の一部と認め、これをフランスの経済・通貨同盟に編入する、(2)ザールはベルリンの管理理事会の管轄から除外され、ドイツから分離される、(3)ザール住民は独自の国籍を持つ、ただし、その外国における保護はフランスが行う、(4)ザール憲法は公の統治機構を決定するが、(5)高等弁務官には通貨経済同盟の実施のための命令権が留保される、(6)その他の行政に関してはザールの官庁に権限が与えられる、(7)フランスがザールの防衛を担当する。」という内容であった。

同年五月二三日の法規命令によつて、ザール憲法委員会が設置され、委員長にヨハネス・ホフマン、副委員長にリ

ヒアルド・キルン Richard Kirn が選ばれた（委員会成員の半数は Mrs. の所屬者であつた）³⁰。草案は同年九月二十五日公表されたが、これに先立つて、八月二十九日に制憲議會のための選挙布告が出され³¹、一〇月五日制憲議會の選挙が行われた。

選挙結果を、先に行われた町村選挙と対比すると、次の通りである³²。

	ラント議會選挙一九四七・一〇・五	町村選挙一九四六・九・一五
有権者	五二〇、八九五	四七七、二七六
投票者	四九八、六二七（九五、七%）	四四七、七三二（九三、%）
有効票	四四九、五六五（九〇、二%）	四二二、九一五（九四、五%）
無効票	四九、〇六二（九、八%）	二四、八一七（五、五%）
C V P	二三〇、〇八二（五一、二%）	二二一、〇一一（五二、三%）
S P S	一四七、二九二（三二、八%）	一〇七、九五二（二五、五%）
K P S	三七、九三六（八、四%）	三八、五一七（九、一%）
D P S	三四、二五五（七、六%）	五五、四三五（一三、一%）
その他		

議會は、一月八日と二月一五日の二回の読会の後に、憲法草案を二月一五日賛成四八、反対一（共産党）棄権一で正式に採択し、憲法は、二月一七日公布と同時に即日施行された³³。

しばしば、爾後のフランスのザール統治を正当化する根拠として、この憲法承認および選挙があげられた。しかし、この憲法採択については、次のような問題がある。

1 まず、周知のように、ザール憲法に対する人民投票は行われなかつた。人民投票は、Gouverneur がこれを妨げた。彼は一九四七年六月九日ザール社会民主党幹部会のメンバーに対して「私は、決して憲法に対する人民投票を許さないであろう。ザール住民は、その大多数がカソリック教徒であり、ザール・フランス同盟の反対者であるTrierの司教の影響を受けている。秘密の人民投票の際にカソリックの司教によつて憲法の承認が妨害されるということは、容易なことであろう。私は、彼にこの機会を与えないであろう」と述べた。

事実、ザール・フランスの経済同盟に最も強く反対していたのは、共産党を除けばTrierの司教 Franz Rudolf Bonewasser であつた。ザールは、同司教の管轄地域に属し、同司教は、カソリックの信徒に大きな影響を持つており、しかも、ザール住民の七分の五がカソリック信徒であるといわれる。同司教は、ザールを一九三五年のドイツ国に返還することを主張し、宣伝びらさへも流布し「われわれに要求される当然の犠牲を避けるために、単に自我的な理由から自分の国を見棄てることは、キリスト教の精神に反する」と説いていた(一九四七・一一・一八の宣伝文)。

2 また、前記議会選挙の際に、憲法草案に関する註釈はつけられたが、住民が、本当にザールの政治型態や、フランスとの経済同盟に対する十分な認識を持ち、政党のそれらに対する立場をよく熟慮して投票したか否かは疑いがある。住民の多くは、選挙において政党の綱領の表面に掲げられていた、「社会化」と「キリストの教え」、について共感し、投票したのだとも解されている。

3 各政党の中にも、フランスとの経済的統合に反対する相当のグループが存在していたが、フランスのザール政策に対する強硬な反対者は地域外に放逐された。その数は一九四七年六月において二五〇〇人に達した。

また、新聞の事前検閲が行われ、ドイツの他の地域からの印刷物の搬入は禁止され、フランスの政策に対する反対は阻止された。

4 また、フランスは、当時のザールラントにおいて、物質的な面で、意のままに選挙の結果に対する重大な圧迫を加えることができた。当時のザール住民は、失業と社会的不幸に直面しており、フランスがザールの世話を引受け、特別の関心を示していた関係から、住民は取毀し作業などで失職をまのかれ、また、食糧配給などの面でも、全くの崩壊状態にあつた他のドイツよりは、よい生活状態を保障されていたからである³⁴。

5 さらに、それは具体的な形となつても現われていた。ザール憲法草案表決の前夜、憲法草案に反対していた五人の社会民主党の議員は *Délegué Supérieur* グランドヴァルから、「フランスの援助によつて成功しているザールラントの経済的建設を危険に陥らしめないために」憲法に賛成するよう警告を受けた³⁵。

これらの事實は、当然に憲法承認の効力に関する異論を引き起した。異論の中心は、右のラント議会選挙の結果（およびその議会の採択）をもつて、憲法の承認の裏付けとすることはできない、という点にあつた。

一九五〇年三月一六日カソリック教会は、ホフマン首相にあてた共同書簡において、ザールラントのキリスト教徒である住民は、キリスト教の原理を代表した政党に投票するに相違ないのだからという論拠で、選挙の結果をフランスに有利に解釈することに対して抗議を提起した。

それでは、ザール憲法は、ザール住民の意思を全く無視して制定されたものであろうか、といえは、そうではない。当時は、やはりザール住民の間に、これを受け容れる下地があつたと認めるのが公平であろう。

この点に関連して MRS について簡単に説明する必要がある。第二次大戦後アメリカ占領中、政党の設立は禁止されてきたが、「ザール解放運動 *Mouvement pour la Libération de la Sarre*」だけは例外として許されていたことについては、すでに述べた通りである。その後この運動は「ザールのフランスへの統合運動 *Mouvement pour le Rattachement de la Sarre à la France*」に変わった。元来 MRS は、一九三五年フランスにおいて、ザールラント

トのドイツへの復帰に反対したザールの亡命者達によつて創立されたものであつて Hoffmann 首相、Hekter 内相、Richard Kirn 労相（社会民主党首）などは皆これに属し、この運動は、超党派の性格を持ち、独立の政党を形成せず、その成員を各政党の候補者名簿に入れるという点に努力を集中したので、選挙リストには現われていないが、第二次大戦直後のザール政界に重要な役割を演じていた。当時のザールの著名な政治家は、ほとんど MRS のメンバーであり、前述のように、憲法起草委員会の成員の半数は、やはりそのメンバーであつた。一九四五年一月再建された労働組合 die Gewerkschaft もその影響のもとに立つていた。MRS は、ザールラントのフランスへの併合につとめ、ザール住民がフランスの文化と言葉を受入れ、また、その成員に対してフランス国籍の取得を申出ることにも支持した。一九四六年の半ばまでは、SPS と CVP の中の有力なグループは、フランスの政治運動を拒否していたが、逐次 MRS がザールラントの政治活動において優勢をしめるようになった。ザール憲法は、このような背景のもとに成立したことを注意する必要がある。

—— 法律論 ——

また、憲法制定の当時、ザール住民の生活がフランスに依存していたほかに、ザール財界（とくに炭坑関係など）は、フランスに対する経済的依存を有利と考へていたことも、見逃しえない要素である。このザール住民の意思は、その後のラント議会および町村選挙の結果にも現われている。

29 Dischler 前掲 S. 17. Robert Stöber, Die saarlandische Verfassung von 15. 12. 1947 und ihre Entstehung. 1952. S. XVIII.

30 Denkschrift der Bundesregierung zur Saarfrage, o. j., S. 10. US Dept. 1948, S. 444.; Chronique 1951 P. 712.

31 Wahlordnung vom 29. 8. 1947, Amtsblatt (A. Bl.) Saarland 1947 S. 351.

32 Dischler, 前掲 S. 19.

33 E.R. Huber 前掲 S.556ff. (A. Bl. Saarland 1947 S. 1077 ff.)

フランス政府は、ザール憲法をフランス、とザールラント間に結された司法協定と租税制度および財政に関する協定が、ザール議会で承認されることの負担つきで、承認した。

34 前掲「ザールの現況」に、ザール住民に対する食糧配給のカロリー表が掲げてある。

35 Chronique, P. 713. Dischler, S. 22.

四 ザールの自立

ザールは、フランスの軍政下に入った当初から、フランス占領の他のドイツ地区とは取扱を異にしていたが、一九四六年一月九日フランス代表は、ニューヨークで開催された外相会議において「ザールラントとドイツとの境界に監視地帯 *Cordon de surveillance* が引かれざるをえない」とのべた。

次いで同月一八日の命令³⁶によつて、同月二二日からザールラントと他のドイツ地区との間に通過および関税の境界が創設されることを規定し、フランス軍最高司令官は、同月二〇日管理理事会開催の少し前に、はじめて、この処置を発表した³⁷。同月二二日、二〇〇の税関吏がザールとドイツの境界に配置された。フランス外務省は、当初は、

この措置は、フランスがザールのために送っている食糧が、他のドイツ地域の闇市場に流れるのを防止し、また、ザールの通貨改革が行われるという思惑から、ドイツ人がドイツ貨幣を搬入するのを防止するためであると説明した。

この結果、ドイツ人とフランス国籍を持たぬ民間人は、フランス行政庁の発行した通行証を持たなければ、この境界を通過できなくなり、境界の通過個所は、道路については Forbach, Saargemünd, Konz-Karthaus, Homburg、鉄道については Konz-Karthaus, Türkismühle, Homburg に限られることとなつた。特に物資輸送、貨幣の持込は禁止

され、同時にドイツからの新聞その他の印刷物の持込も禁止された。

アメリカおよびイギリス政府は、これに対して、「同意することはできないが、積極的に反対はしない」という黙認の態度を取った。ソビエト政府は、これに反対した³⁸。

一九四七年一月二日ビドー外相は、フランス国民議会において、フランスは、ザールの併合を意図せず、フランスの経済組織およびフランスとの関税同盟の内部で、自立したザールラントを作ること努めることを明白にした。

36 Verordnung Nr. 75. vom 18. 12. 1946, A. Bl. f.o. 1946. S. 510.

37 Lucius D. Clay, Decision in Germany, Garden City New York, 1950, P. 154, 155

38 Clay, P. 132, 133. Chronique, P. 133.

五 フランスへの経済的結合

一九四七年三月から四月にかけて開催されたモスコイ会議においても、フランスは、同様の内容を持った覚書（四・一〇）を提出し、その際にも、政治的併合の意図はなく、ザールとフランスは、密接な依存関係にあるから、経済通貨同盟が両国の発展のため最上の方法であり、これまでのザールの選挙の結果は、この見解が正しいことを確認しているとのべた³⁹。

イギリス・アメリカの代表は、フランスの要求を支持したが、ソ連代表は、反対し、モスコイ会議においては、ザール問題について決定を見るに至らなかった。

一九四七年一月から二月にかけて、ロンドン四国外相会議が開催されたが、同会議においても協議がまとまらず、遂にフランスは、四国協定によつてザールの法的地位決定の確認をえようとする努力を放棄し、イギリス・アメリカの承諾を基礎に、一方的に経済的統合を推進することとなつた。

すでに、フランス政府は、それより前に着々とその準備を進め、憲法制定にあたって示した「方針書」の中にも、ザール・フランスの経済的結合を憲法正文中に明示することを希望した。ザール憲法はこれに応じて、次の原則、つまり、

1 ザールとフランスとの経済的結合および通貨関税同盟、フランス関税ならびに通貨法の適用

2 関税・通貨の統一を保障するための命令権、および、法規 Statut の遵守を確保するための監督権限を持ったフランス政府代表機関の設置

3 法規の枠内で裁判の統一を保障するための司法制度の設定、を規定していた。

さらに、本文でも、ザールは経済的にはフランスに結合され(六〇条)、ザールによつてフランスの関税・通貨組織にまかせられた諸拘束や諸協定は、国家法の一部となり、国内法律に優先する(六三条)ことを定め、さらにフランスとの租税および財政協定(一九四八・一・一三発効)、司法制度機構協定(一九四八・一・一発効)は、ザール憲法の一部となることを規定し、政府樹立後、その政府に同協定に署名する権限を与えた(二二九条)。

ザール・ドイツ間の通貨・関税境界は、前述のように、すでに一九四六年一月二二日設けられていたが、一九四七年二月二八日ライヒスバンクのザール支店を廃止して代りにラント中央銀行を設置し、同年六月一六日に至り、従来のドイツ貨幣ライヒス・マルクを一对一の割合でザール・マルクと交換し、独自の通貨を採用した。さらに、同年一月二〇日に至り一对二〇の割合でザール・マルクをフランス・フランと交換し、ザール地域にはフランス通貨が採用されるに至つた。また一九四八年一月一日ザール物資に対するフランスの輸入統制が廃止され、同月三日ザールをフランスの経済組織に吸収する協定が結ばれ、ついで同年四月一日フランス・ザール関税同盟が実施され、ザールは、関税に関してもフランスと同一状態に置かれ、同一の関税率・関税法が適用され、その管理はフランス関税機関

が行うこととなつた⁴⁰。

また、輸出商品の表示にも一九四九年二月二日以降従来使用していた *Made in Germany* に代えて *Made in the France-Sarre Economic Union* の表示が用いられるようになった。

炭坑に関しては、フランスが最も関心を持つていたところで、アメリカ占領当時すでに経済炭坑委員会をザールに派遣して炭坑の始業に協力していたが（一九四五・六・五）、占領後直ちにザール炭坑を接收し「ザール鉱山管理署」*Régie des mines de la Sarre* を設置し（一九四七・一一・三一）⁴¹ 炭坑夫の優先的帰還、食糧増配などの処置を取り、フランス鉱業相の監督のもとに経営にあたつた。一九五〇年三月三日の協定によつて炭坑は一応ザールに返され、改めて五〇年間（平和条約に別の規定が設けられる場合を留保し）フランスが賃借し「ザール炭坑」*Saargruben AG* 具体的には、執行、監査機関として炭坑理事会 *Saargrubenrat*（フランス鉱業相を議長とし、九人のフランス人と九人のザール人によつて構成）、調整機関として炭坑委員会 *Saargrubenausschuss*（七人づつフランス人と九人づつザール人によつて構成）による運営が定められたが、一九五三年五月二〇日の炭坑条約によつて、はじめて、フランス・ザール平等の基礎の上に炭坑経営が行われることとなり、財政上の独立性を持った公法上の法人として *Saarbergwerke SBW* が設立され、炭坑理事会 *Gruberat*（一〇人づつザール人・フランス人と、幹部会 *Vorstand*（五人で構成され、フランス人・ザール人は、それぞれ二名以上の成員を送る、その内一名が総裁となる））によつて運営され、総裁と社長は、どちらか一方がザール人、他方がフランス人となるよう配分された。

鉄道については、従来の「ドイツ鉄道」*Reichsbahn* から分離し、独自の法人格と財政上の独立性を持った「ザールラント鉄道」*Eisenbahn des Saarlandes* が創設され（一九四六・一一・二二）⁴²

郵便、電信についても、従来の「ドイツ郵便」から分離し、*P.T.T. Post-Telegraph-Telephone* に改組された（一九四七・一一・一一）⁴³。

文化面では、フランスの国家休日が、ザールでも国家休日となり、ホムブルグ Homburg にザール大学が設立された。また、フランス国民によつて管理される放送局が設置された（一九四六・七・二四）。

以上のようなザールの状況を Henry Frenay は「経済的にはフランスに結びつき、政治的には独立であり、文化的にはドイツである」*“Economiquement elle est rattachée à la France, politiquement elle est autonome, culturellement elle est allemande”* と特徴づけている。

39 Dischler, Teil II. Anhang Nr. 15

40 ザール・フランス経済同盟は、当初からザールの従属的性格が強かつたが、経済同盟の実施に関する協定が一九五〇年三月三日締結、翌五一年一月一日発効し、それによつてザールのフランスへの経済的結合（従つてドイツからの分離）が完成した。その後一九五三年の経済条約（一九五三・五・二〇署名、一九五四・一・一発効）、一九五五年の経済条約（一九五五・五・三署名）によつて経済的結合関係は維持され、一九五七年一月一日ザールのドイツ連邦共和国に対する編入後も経済的過渡的期間として、なお当分（最大限三年間）維持されることとなつた。

R.Muller Le Rattachement Economique de la Sarre à la France, 1950.

Adel Verdier, Mémoire sur la France et la Sarre, 1946.

Helmut Lank, Der Rechtstyp der französischen-saarländischen Staatenverbindung ihren Merkmalen nach 1952

Heinz Noll, Die france-saarländische Konvention 1953,

41 鉱山管理署 Die Régie des mines は、ザールラントの鉱山、石炭企業、附属関連企業を包含し、総裁 Generaldirektor のもとに、三〇人の成員（フランス人二一人、ザール人九人）からなる運営理事会 Verwaltungsrat がこれを補佐し、運営にあつた。

42 ザール鉄道の料金はフランスと同一であり、その運営は、七名づつのザール人、フランス人により構成される運営理事会 *Verwaltungsrat* がザール人の長官 *Präsidenten* とフランス人の副長官のもとに運営にあつた。ザールランドにおける鉄道の運営に関する協定については、A.Bi. Saarland 1951, S. 30. J.O. 1950, S. 13449.

六 一九五〇年三月三日の諸協定

一九五〇年二月八日パリでフランス政府の代表とザールランド政府の代表間の会談が行われ、ザールとフランスの間の協定について交渉が進められた結果、一二の協定が同年三月一日仮調印され、同月三日シューマン外相とホフマン・ザール首相が正式に調印し、ザール議会は同年四月五日の会議で四七対一（共産党）で右諸協定を承認した。その主なものは次の通りである⁴³。

1 一般協定はザールランドが立法・行政・司法について自立 *autonom* であることを規定し、かつその *Autonomie* は憲法およびフランス・ザール間の諸協定の枠内で実現されること、ザールにおけるフランスの代表者は、関税・通貨同盟、ザールの政治的独立が危険にさらされ、もしくはザールの国際的義務が無視されるような場合には、ザールランドの法律に対する命令権および異議権によつて指令を与えること、ザールにおけるフランスの代表者は外交の特権を有することを規定し、さらにフランスによるザールの外交的代表、外交特権を持ったパリ駐在ザール代表の設置、フランス領事館に対するザール公務員の附置、公安問題に関する管轄権の限界、フランス・ザール警察の犯罪に対する追跡の際の機能、非常事態の布令 *die Verhängung des Ausnahmezustand* なども規定された⁴⁴。

2 ザール・フランス両国人の居住および就職に関する協定⁴⁵

両国民が相手国領域に自由に立入り、住所を定めうること、財産取得、職業活動に関して同権とすることを規定している。

3 司法共助に関する協定⁴⁶

- 4 経済同盟の実施に関する協定
ザール・フランス経済の諸生産の差別的な取扱を排除し、フランス・ザール経済同盟の諸契約において両国の経済的利益を平等に顧慮することをフランスに義務づけている。
 - 5 ザール炭坑の経営に関する協定
 - 6 ザールにおける保険事業の監督に関する協定⁴⁷
 - 7 ザールラントにおける鉄道の経営に関する協定⁴⁸
 - 8 内水航行に関する協定⁴⁹
 - 9 フランス・ザール間の道路運送の規制に関する規則⁵⁰
 - 10 救護の規制に関する協定および附属協定（外国において困窮状態に陥っているフランス人およびザール人を自国民のよう取扱ひ、一般に遺棄することなく衣食住を与えて救護すべきことを規定している。
 - 11 薬剤に関する利害の規制に関する協定
 - 12 度量衡単位および度量器具に関する協定。
- 前記の諸協定は全部一九五一年一月一日発効し、本質的にザールのフランス経済システムへの併合、同時にドイツからの分離が完了した。しかし、右の諸協定に対しては、ザールの自立の要望が高まるにつれ、ザール内に種々改正の希望が持上つた。

43 一九五〇年の諸協定については E.R.Huber, Quellen zum Staatsrecht der Neuzeit Bd. 2. S. 572ff.

44 Allgemeine Konvention zwischen dem Saarland und Frankreich, A.Bi. Saarland 1951 S. 3ff.

45 A.Bi. 1951 S. 6ff, J. O. 1950 S. 2948.

46 A.Bi. 1951, S. 14, J. O. 1950, S. 13448.

- 47 A. Bl. 1951, S. 28, J. O. 1950, S. 13450.
 49 A. Bl. 1951, S. 33, J. O. 1950, S. 13454.
 七 一九五三年五月二〇日の諸条約

一九五二年一月二六日シューマン外相は、ホフマン首相にザール協定の改正の意図があることを通知した。一九五三年二月九日から交渉がはじまり、五月二〇日、次の諸条約が締結され、一九五四年一月一日発効した⁵¹。

1 一般条約は一九五〇年の一般協定に代るものであり⁵²、前文中に、ザールのヨーロッパ的地位が達成されるとの期待において当事国は、現存通貨・関税同盟、および、それから生ずる経済同盟の枠内で当事国相互の関係が新しい規制の下に置かれることに意見が一致した、とのべている。

条約は、フランス・ザールラントの経済同盟から生ずるすべての問題は、従来通りフランスの法律および法規によつて規制され、従前のものは依然効力を保持するが、この条約発効後発せられるこの点に関する法律および規則は爾後その度ごとにザール政府の命令によつて施行され、もはや一九五〇年の協定のときのように、それ自体によつて *ipso facto* に適用されることはなく、ザール政府承認後三日以内に官報に公布されなければならぬこと、それらの法律規則は、フランス共和国官報がザール政府所在地に到達した翌日が経過した後効力を発する。ザールの利害に重要な関係のある法律規則の草案は、急を要する場合を除き、事前に、意見を求めるためザール政府に送付されなければならない、ということ、を規定し、さらに、ザールラントの外交代表をパリに駐在をさせること、フランス本国・アルゼリア・チュニジア・モロッコ・海外県・海外領土に対してザールの領事代表を設置すること、フランスによつてザールが外交的領事的に代表される国家に対してはフランス領事館にザールの公務員を附置すること、その他のザールが代表を派遣できない外国・国際機構・国際会議においてはフランスによつてザールの利益が保護されること、フラ

ンス政府代表によりザールの名で締結される国際協定にザール議会の承認を要すること、ただし通商条約・関税通貨の分野に関する協定はザールのためにフランスによつて締結されること、ザールの防衛は引続きフランスの責務とし、フランス・ザールの対外安全保障のためフランスがザールに緊急状態 *Notstand* を布告できること、を規定した。

協定の実施に関する紛争に際しては、もはや決定投票権を持ったフランス議長の下に構成されたフランス・ザール委員会が決定するのではなく、フランス人でもザール人でもない議長 *Präsidenten* を長 *Vorsitz* とする仲裁裁判所もしくは混成委員会が決定することとなった。

2 経済条約 *Wirtschaftabkommen* は、一九五〇年の経済協定に、

3 ザール炭坑条約 *Saargrubenvertrags*⁴⁴⁾ は、一九五〇年の炭坑経営に関する協定に代つた。

4 司法条約 *Justizvertrag*⁴⁵⁾ は、一九四八年の司法協定に代り、裁判の統一性を保証するためにフランス・ザールラント連合の裁判所および最高裁判所 *Oberste Gerichtshof* が創設され、フランスが優越性を持つていた従来のフランス・ザールラント法院に代り、また、フランス破産院の管轄権は消滅した。

右裁判所は、ザール人の裁判長とザール人フランス人各二名の陪席判事から成り、労働裁判所を除くザールラント裁判所の一審判決に対する控訴について管轄権を有し、フランス法を適用した。最高裁判所はフランス人の裁判長とザール人・フランス人各二名の陪席判事から成り、控訴審判決に対する上訴、フランス国家に対する賠償請求、ザールにおけるフランス行政機関とザール人（自然人・法人）との間の契約に関する争訟、ならびに、フランス軍当局の傷害 *Schäden* に対して管轄権を持ち、裁判用語は、ドイツ語とフランス語、判決は、裁判長の属する国の言葉、によつてフランスおよびザールラント国民の名によつて宣告される、緊急状態の場合はフランス軍事裁判所 *Militärgerichte* が裁判権を持ち、フランス法が適用される。

5 このほか、一九五〇年三月三日の司法共助に関する協定の改正に関する条約、が締結され、旧協定の大部分が改正された。

51 一九五三年の諸条約については Archiv des Völkerrechts Bd. 4, Heft 3, S. 335. 一九五〇年の諸協定との関係については Hans Wiebringhaus, Die Entwicklung der Vertragsverhältnisse zwischen der Saar und Frankreich. Archiv des VR. Bd. 4. Heft 3, S. 323

このザール協定改正の意図あることが通知されたのは、ザールラント議会選挙の四日前であった。フランスがホフマンの親仏内閣継続を希望した結果であることは、もちろんである。

Heinz Noll, Die france-saarländische Konvention. 1953.

52 A. Bl. Saarland, 1953, S. 770 J. O. 1953. S. 11761

53 A. Bl. 1953, S. 774 J. O. 1953, S. 11765

54 A. Bl. 1953, S. 777

55 A. Bl. 1953, S. 781 J. O. 1953, S. 11771

八 欧州化の計画とその否決

この間ドイツ連邦共和国政府が成立したが⁵⁶、同政府は成立以来、フランスのザール政策について抗議し、特に、ザールのドイツからの政治的分離、関税通貨同盟によるザールのフランスに対する一方的結合、および、自由な意思発表および政府反対政を現実にならしめたザール法律について、フランス・イギリス・アメリカ政府に対して抗議を行い（一九五一・五・二九連邦政府からの覚書）。

また、ヨーロッパ理事会に対し、ザールが署名した「人権および基本的自由に関する条約」に違反している、という事実について注意を喚起した（一九五一・五・三〇連邦政府声明）。

フランスは、ザールの最終的地位が、平和条約により決定されるべきことは認めたが、ザール・フランス間の通貨

・関税同盟の維持を含むザールの状態を、根本的に変更することには同意しなかった。

結局、ドイツとフランスの意見は対立したまま平行状態で進んだが、朝鮮動乱を契機として、ますます西欧の防衛体制の強化の必要が痛感され、その前提としても、フランス、ドイツの和解のために、ザール問題の規制が緊急に必要のある問題として取上げられるに至った。

一九五二年ヨーロッパ理事会は、オランダ代表 van der Goes van Naters に、ザール問題解決のためのプランの作成を委任した。その案は、協議総会の一般問題委員会により検討された後 “Le Statut Futur de la Sarre” の勧告案として全員総会に提出され（一九五三・九・一七）⁵⁷承認された（一九五三・九・二五）。閣僚委員会はその勧告の中で、関係国が直ちにザール問題の解決のために交渉を開始するとともに、ドイツ、フランス、ザールが協調して石炭鉄鋼共同体諸国およびイギリス、アメリカを招待して、一九五四年はじめに特別会議を召集することを提案した。このいわゆる「Natersプラン」は三つの部分から成る広汎な報告で

第一部は、ザール問題の歴史的、法律的、経済的面を取扱い

第二部は、ザールにおける人権および基本的自由の問題

第三部は、総括的な説明と原則を詳述した後、全員総会が提出する決議案の形式を持った諸提案からなっていた。

報告者は、歴史的説明においてフランスとドイツの史学者の見解の相違についても論及し、フランスの主張よりもドイツの主張のほうに、より理のあることを認めつつ、ザールに及ぼしたフランスの影響も軽視できないことを述べ、結局、支配的意見は、人類的にも歴史的にもザールをドイツのラントと認めていると述べた後に、具体的な提案（第三部）では、このような過去の事情を止揚して「問題のヨーロッパ的解決」に到達し、「ザールラントは、ヨーロッパの領土となる」(一条)こと「ザールの外務および防衛は、ヨーロッパ理事会の閣僚委員会が任命したヨーロッパ弁務官

が担当する」ことを規定していた。しかし、個々の点では、ヨーロッパ政治共同体創設までの中間的解決ともいえるものであつた。

このプランは、さらにヨーロッパ理事会で検討され、各方面からの修正提案を容れて修正され、特に経済的部分は、大きな変更を受けた。その内容は、一九五四年のザール協定に実現されているから詳細を避けるが、原案とも協定とも異つていた特色のある部分を掲げると、

ザールラントは、ヨーロッパ政治共同体が設立されたときにヨーロッパの領土となる。ただし、平和条約もしくは同種の条約の決定の留保の下に置かれる（一条）。ザールラントの外交的利益および防衛は、ヨーロッパ理事会の閣僚委員会が任命したヨーロッパ弁務官 *europäischen Kommissar* が担当するが、弁務官代理にはザール人が任命される（二条）。ザールラントの防衛は、ヨーロッパ防衛共同体創設後は、その加盟諸国の部隊連合によつて引き継がれる（八条）。ザールラントの大学はヨーロッパ大学として改編され、その学位証書 *Diplome* は、ヨーロッパ理事会のすべての加盟国で承認される（一七条）。ザールは、ヨーロッパ諸機構の所在地となる（一九条）というような諸点であつた。

このロンドン小委員会の提案は、協議総会の一般問題委員会により一七対一で勧告として承認（一九五四・四・二六）された。協議総会は、同年九月の会期に再び取上げることを選定した（一九五四・五・二六）

一九五四年八月三〇日、フランス国民議会がパリ条約批准承認案の審議を打切り、その結果、遂にヨーロッパ防衛共同体条約は不成立に終り、その代替処置として、同年一〇月のパリ会議の結果パリ諸条約が調印され（二〇・二三）、「ザール法規に関するドイツ、フランス間の協定」も、その一環として同日署名された⁵⁸。その内容は *Neters* プランに比較するとヨーロッパ化の色彩が弱められていたが、なお、ヨーロッパ化の線でザール問題の解決を計らうとす

るものであつた。すなわち、

一人のヨーロッパ人の弁務官が外務および防衛の面におけるザールの利益を代表する。弁務官は、西欧連合の大臣会議によつて任命され、同会議に対し責任を負う。弁務官はフランス人、ドイツ人、またはザール人であつてはならない。弁務官を任命する過半数には、フランスおよびドイツの票を含まねばならず、また、ザールの同意も必要とする(二条)。両政府は、ザールの利益がヨーロッパ諸機構で次のように代表されるよう、他の諸加盟国政府に提案する。

a ヨーロッパ理事会

1 大臣委員会 弁務官が顧問の資格で出席する

2 協議 総会 従来通り

b ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体

1 特別閣僚会議、外相が会合する場合は、ザールは弁務官により代表され、他の閣僚が会合する場合は、投票権を持つてザールの権限のある閣僚が代表する。

2 総 会 ザール議会は三人の代表を選出する。フランスは、別にドイツ、イタリアと同数の代表を出す。

c 西欧連合

1 閣僚会議 弁務官が、顧問の資格で会合に出席する。

2 政府代表 西欧連合会議には、ヨーロッパ理事会の協議総会のザール代表が含まれる。

この協定は、ヨーロッパ化の枠内で、ザールの政治的自立と従来のフランス・ザールの経済的結合関係を継続するものであり、この点ではフランスにとつて従来と変りはないが、それに対して従来は全く事実上の不法状態にすぎずとして認めなかつたドイツ側から、条件付にせよ正式の承認をうることになるといふ点で、フランスにとつて有利な

解決といふものであつた。ドイツでは、逆にこのような内容の協定は不満をもつて迎えられた。連邦共和国政府は主権の回復とヨーロッパにおけるドイツの地位を優利ならしめるために、従来の立場を譲歩してこのような協定を忍んだのであるが、野党はもちろん、与党内からさえも政府は攻撃をうけるに至り、「アデナウアーは、軍備とザールを交換した」と非難された。しかし、ドイツ側としては、ザールにおける政治的自由の回復が獲得される。つまり政党設立・結社・集会・新聞発行はもはや認可を必要としなくなり、従来ドイツ側からくり返し要求した民主的自由の制限が撤廃される。アデナウアーは、一九五四年一月二五日閣議でパリ交渉およびその決定について報告し、ザール協定を発表した際、前記のことと、ザール住民自身が最後の決定権を持つてゐること、最終的規制は平和条約によつて行われること、ザールの経済はドイツによつても援助されることになつたことを説明して了解を求めた⁵⁹。自由民主党 DP の閣僚と Jakob Kaiser (全ドイツ問題相 CDU) は草案に同意せず、全ドイツブロック党 GBBHE の二閣僚 (Dr. Theodor Oberländer および Waldemar Kraft) は、同意はしたけれども、党から提出されてゐる一一の問題が満足に解答されない場合の決定の自由を留保し、ドイツ党 DP の二閣僚 (Dr. Heinrich Hellwege および Dr. Hans Christoph Seebohm) は必要な実施規則と施行細則が第二・三読会までに満足に解決されるという留保付で同意した。

ザール協定は、ドイツ、フランス両議会の承認を獲得したが、連邦議会における評決は賛成二六三、反対二〇二、棄権九であり、また、承認にあたり、ドイツ連邦参議院は、「ザール協定は、ザールがドイツに属し、ザール住民はドイツ国民であるという事実をかえるものではない」とのザール決議を採択した(一九五五・三・一八)⁶⁰。また、社会民主党は、ザール協定の違憲を憲法裁判所に提訴した。当初、提訴議員数が社会民主党議員一五一名のほかには与党側議員七名、中立議員一名の計八名の同調者しかえられず、提訴に必要な議員総数一六三名(四八七名の三分の一)に

達しないため、特殊の地位にある議決権を持たないベルリン選出議員一名を加え一七〇名として提出したので、その有効性に疑問があつたが、三月二八月与党議員四名がさらに同調者として加わつたため、憲法裁判所は正式にこれを受理し、その第一部で審理を行つた。しかし裁判所は、五月四日ザール協定は基本法に違反しない旨の判決を下し⁶¹、翌五日、コテイー Pené Coty 仏大統領と、ホイス Theodor Heuss 独大統領の間に批准書が交換され、ザール協定は成立した。しかし、現実に同協定が発効するためには、ザール地域住民の人民投票を必要とした（一条）ので、西ヨーロッパ連合の常任理事会は、人民投票を監督する国際委員会の委員を六月一六日任命した。そのメンバーは、次の通りであつた。

- 1 Baron Adolph Willem Carl Bentinck van Schoonheiden (オランダ) ベルリン駐在公使
- 2 Senator Fernand Dehousse (ベルギー) ヨーロッパ理事会協議総会出席代表
- 3 Sir George Rendell (イギリス) 前ブラッセル駐在大使
- 4 Pietro de Paolis (イタリア) イタリア外務省外政部長
- 5 A. Kunnem (ルクセンブルグ) 関税行政官

委員長には Fernand Dehousse が選ばれた(六・二四)⁶²。

ザール議会は、七月八日人民投票実施に関する法律案を承認し、西欧連合理事会の承認(七・一六)をへて、官報で公布(七・二三)され、人民投票期日は一九五五年一〇月二三日と決定された。

投票を前にして反対・賛成の両派が激しく衝突し、デフィス委員長が斡旋にあたるなどの事態もあつたが、投票の平穏な実施を確保するため一〇月二二日二二時から一〇月二四日午後六時までザールの全境界は閉鎖され、二三日注目の内に投票が行われた。

投票の結果は、次の通りであつた⁶³。

投票参加者	六四一、七七二	(九六、七二%)
有効投票	六二五、四〇七	(九七、四五%)
賛成	二〇一、九七三	(三三、二九%)
反対	四二三、四三四	(六七、七一%)

ヨハネス・ホフマン首相は、二五日辞表を議会に提出し、議会は後任首相として、ハインリヒ・ウェルシュHeinrich Welschを選出し、暫定内閣が組織された。

新議会議挙は、同年一二月一八日行われ、大きく議席が変動した。その結果は、次の通りである。(投票参加者は九〇、八%であつた)

法律	名称	略号	色彩	党首	投票数	新議席	旧議席
	キリスト教民主同盟	CDU	親独	ネイ	一四九、五一六	一四	〇
	ザール民主党	DPS	親独	シュナイダー	一四二、五九三	一一	〇
	キリスト教人民党	CVP	親仏	ホフマン	一二六、五四八	一三	二九
	ドイツ社会民主党	SPD	親独	コンラッド	八四、四〇八	七	〇
	ザール共産党	KDS	無色	シュナイダー	三八、六九六	二	四
	ザール社会民主党	SPS	親仏	キルン	三四、二八〇	二	一七

つまり親独政党の圧倒的勝利に終わったけれども、憲法改正に必要な四分の三(三八議席)は獲得するに至らなかつた。

この結果一九五六年一月一〇日フベルト・ネイ Dr. Hubert Ney が首相に選出され(三三二対〇・無効初票二)、新連立内閣が成立した。

その構成は次の通りである。

- 首 相 Dr. Hubert Ney (CDU)
- 内 相 Fritz Schuster (OPS)
- 文相兼法相 Egon Reinert (CDU)
- 経 済 相 Norbert Brinkmann (CDU)
- 労 相 Kurt Courad (SPD)
- 蔵 相 Prof. Adolf Blind (無所属)
- 国 務 相 (再建担当国家委員) Erich Schwerdtner (DPS)

ネイ首相は、最初の声明(一・一〇)において、「政府は、人民の決定により、第一目的を、全ドイツとの併合に置く、この際全ドイツはドイツ連邦共和国によつて代表される」と語つた。

56 ドイツ連邦共和国基本法(いわゆるボン憲法)は、一九四九年五月八日憲法制定会議で採択され、同月二三日から実施された。同年八月総選挙が実施され、九月ブテナウアー Konrad Adenauer 首相のもとに初代内閣が成立した。

Conseil de l'Europe, Assemblée Consultative, Sixième Session ordinaire, Le Statut Futur de la Sarre, Annexe au Rapport de la commission des Affaires Générales, présenté par M. van der Goes van Naters, Rapporteur, Strasbourg, 1954. なお

Hütten, Mokre, H. Wiebringhaus, Europäisierung der Saar und Völkerrecht, 1954.

58 一九五四年一〇月二三日のザール協定⁵⁷ 正式名称は Abkommen der Regierung der Bundesrepublik Deutschland und der Regierung der Französischer Republik über das Statut der Saar ⁵⁸ Reinhard Anders, Die Pariser Verträge, Abt. A/8 O.-Z. 12/1, Archiv des Völkerrechts Bd. 4, Heft 3, 外務省条約局「条約集」三三三集七

59 *Bulletin der Bundesregierung 1954, S. 1805, Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 26. 10. 1954.*

60 連邦議会は、一九五五年三月二七日批准を承認し、連邦参議院は、三月一八日承認した。その結果ザール協定自体は、同年五月五日発効した。しかし、条約をザールラントに適用するためには、同協定第一条によつてザール住民の住民投票を必要とした。

61 ザール協定の違憲訴訟については、比較法研究室「ドイツ再軍備と憲法裁判(三)」(法律論叢二九卷一号九一頁以下)、判決全文は *BGBI. Teil II, 1955, S. 633.*

62 委員会は任務終了後一九五六年一月一〇日離任した。

63 *Dischler, P. 131* 外務省情報文化局「世界月報」一九五五年一〇月号九五頁。

九 ドイツ連邦共和国への編入

一方、ドイツ、フランスの間では、交渉が再開されたが、前記人民投票および選挙の結果に鑑み、ザールのドイツ連邦共和国編入にフランスも同意し、その線にそつて折衝が重ねられ、両国の懸案事項の一つとして、一九五六年一月二七日、他の五協定とともに「ザール問題の規整のためのドイツ連邦共和国とフランス共和国との条約」が締結された⁶⁴。その内容は、

1 一九五七年一月一日以降ザールはドイツ連邦共和国基本法の適用地域となること(一条一項)。

2 経済的過渡期として当分フランス・ザール関税・通貨同盟が維持されるが、それも、遅くも一九五九年二月三十一日までに終了する(三条)。

3 ザール石炭生産額の三三% (八三条)と一九六二年一月一日以降二〇年間毎年一二〇万トンの石炭(合計九〇〇万トン)がフランスに供給される(八一条)。

同時に次の諸協定が締結された。

- 1 モーゼル河の運河化に関するドイツ連邦共和国・フランス共和国・ルクセンブルク大公国間の条約
Vertrag vom 27. Okt. 1956 zwischen der BRD, FR u. dem Grossherzogtum Luxemburg über die Schifffahrtung der Mosel ドイツ連邦共和国、フランス共和国の出資によりモーゼル河を運河化することを規定する。
- 2 モーゼル河運河化に関するフランス・ルクセンブルク条約
運河開設による補償とし、フランスがルクセンブルクに二〇億フラン支払うことを規定する。
- 3 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体創設に関する条約の変更のための条約
Vertrag vom 27. Okt. 1956 zur Abänderung des Vertrages über die Gründung der Europäischen Gemeinschaft für Kohle und Stahl. ザールの右共同体代表に関する規定、削除などを規定する。
- 4 パーゼル・ストラースブルク間の上部ラインの改良に関するドイツ連邦共和国・フランス共和国間の条約
Vertrag vom 27. Okt. 1956 zwischen der BRD und FR über den Ausbau des Oberrheins zwischen Basal und Strassburg アルサス運河の工事を取やめ、ライン河自体の改良をはかる。
- 5 居留民保護に関する独仏協定

つまり、フランスは、ザールをドイツ連邦共和国に編入せしめる代償として、直接には、石炭とモーゼル河運河化による利益を取得したわけである。

ドイツ連邦共和国は、国内措置として一九五六年二月二三日「ザールラントの編入に関する法律」Gesetz über die Eingliederung des Saarlandes vom 23. 12. 1956 を制定し⁸⁵、かくて、

一九五七年一月一日、ザールラントは、政治的にドイツ連邦共和国に編入され、その第一〇番目の邦となった。しかし、最長一九五九年二月三十一日までの期間で、正確にはドイツ連邦共和国とフランス共和国の両政府によつて取

極められるまでの間は経済的な過渡期間として、従来のザール・フランスの経済的結合関係は依然として維持される。

94 BGBI 1956. Teil II S. 1589. Archiv des VR Bd. 6 Heft 2. S. 200; Fritz Münch, Zum Saarvertrag vom 27.

Okt. 1956 Zeitschrift für ausl. öff. R u. VR, Bd. 18 Nr. 1 S. 1 ff.

95 BGBI 1956. Teil I, S. 1011. この法律の施行により、ザールラント(ラント議会)は、一〇人の議員をドイツ連邦議会に送ることとなり、ドイツ国籍法がザールラントにも適用されることとなった。

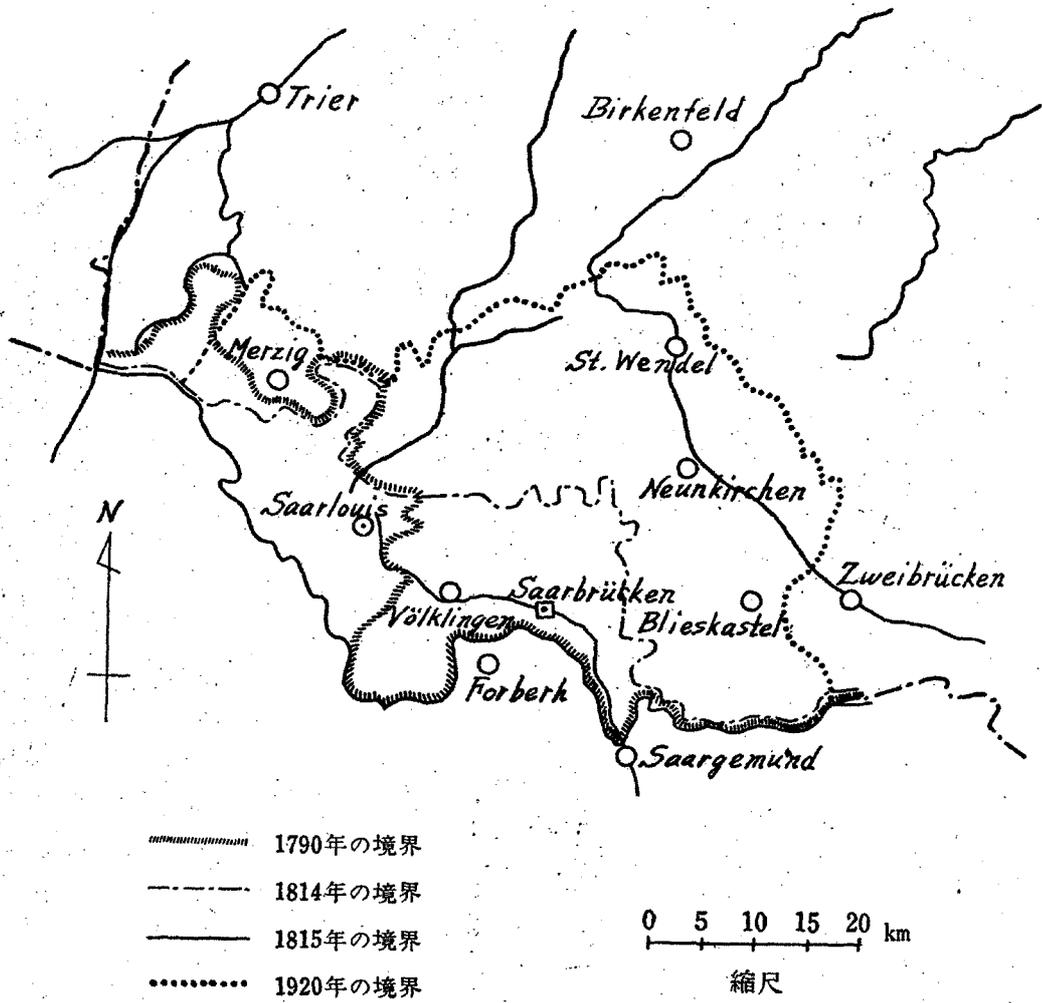
また、ザール鉄道の企業は一九五七年一月一日付でドイツ連邦鉄道 Deutsche Bundesbahn に移譲され、以前、「ドイツ鉄道」Deutsche Reichsbahn「ドイツ郵便」Deutsche Reichspost に属していたザール所在の財産は、ドイツ連邦共和国の財産(ドイツ連邦鉄道、ドイツ連邦郵便の特別財産)となり、ザール鉄道およびザールラントの郵便、電信業務に携っていた公務員は、連邦公務員となった。

あとがき

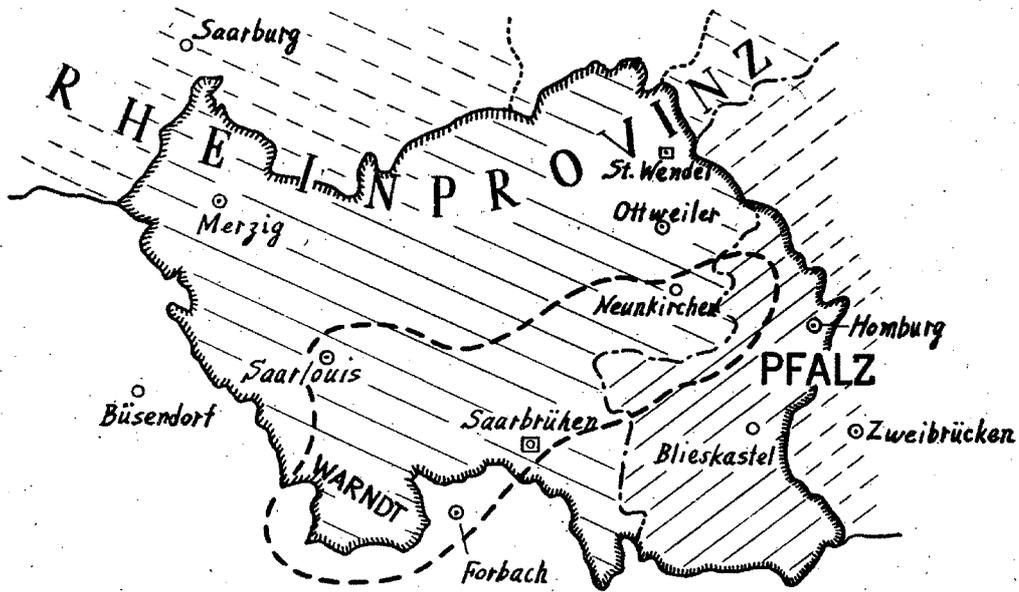
この研究は、一九五七年秋の国際法学会における筆者の報告(一九五七・一〇・一九)の前半部に該当する。後半部は、紙面の都合により「ザールラントの法的地位」として、また別の機会に譲ることとした。なお、第二次大戦後のザールラントについては、南方諸島(沖繩・小笠原)の類例として国際法外交雑誌(五六巻四・五号)に発表の予定である。

本稿の執筆にあたっては、愛知大学の入江啓四郎教授、明治大学の久野勝教授、慶応義塾大学の中村光助教授から資料の点で御好意を賜わり、また、Conseil de l'Europe の Dr. Hans Wiebringhaus 氏からは、前掲著書(註57)および van Naters 報告書(註7)の惠贈を受け、また私信によつて一方ならぬ御好意を頂いた。ここに篤く御礼申し上げます。

第一図 ザール地方における独仏国境の推移
(1790 1814年および1815年)

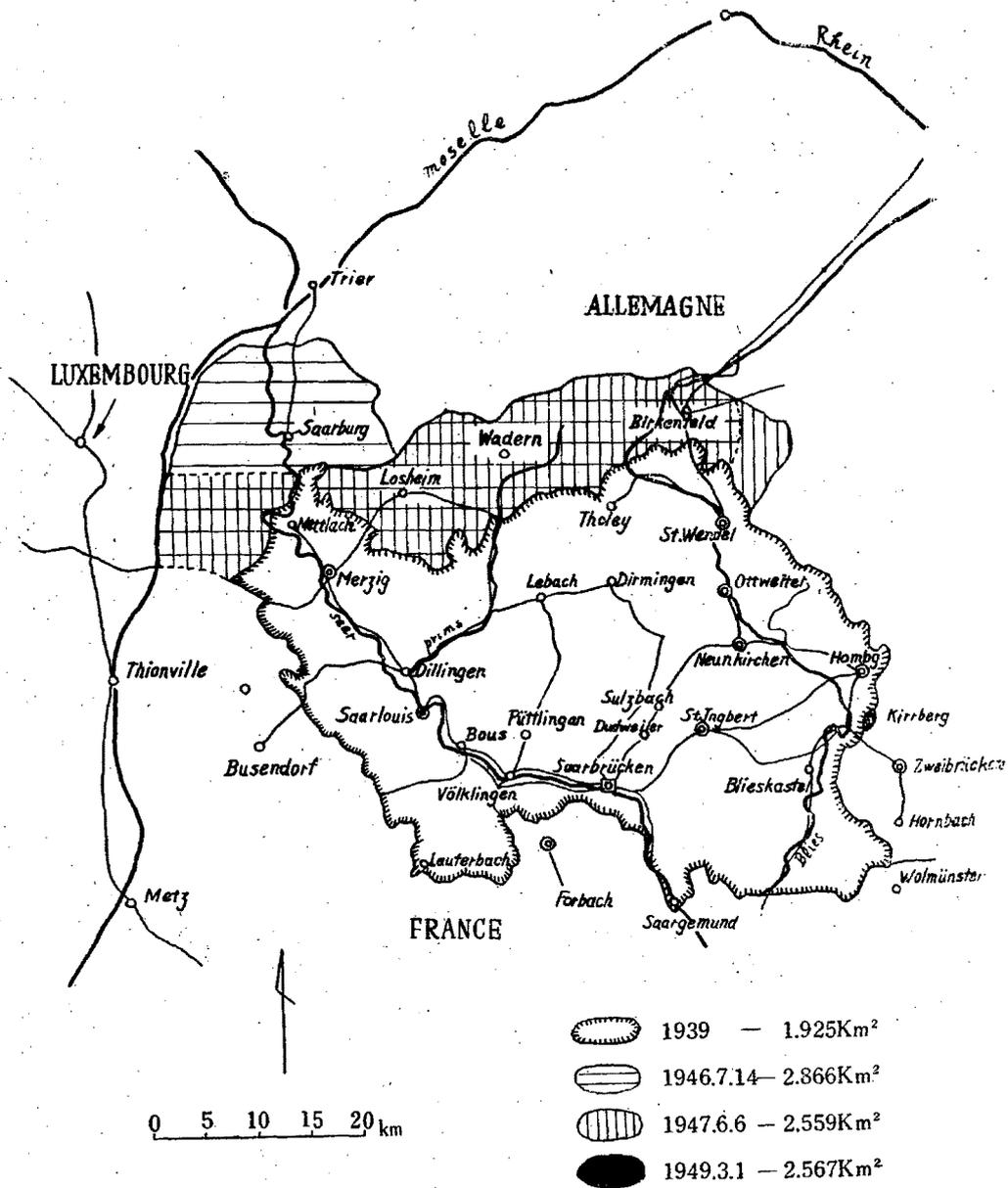


第二図 第一次大戦後のザール (1919-1935)



- ヴェルサイユ平和条約によって「ザール河流域」とされた地域
- ▨ 従来バイエルの「ファルツ」Pfalz に属していた地域 (437km²)
- ▧ 従来プロイセンの「ラインプロヴィンツ」RheinProvinz に属していた地域 (1484km²)
- 炭坑地帯

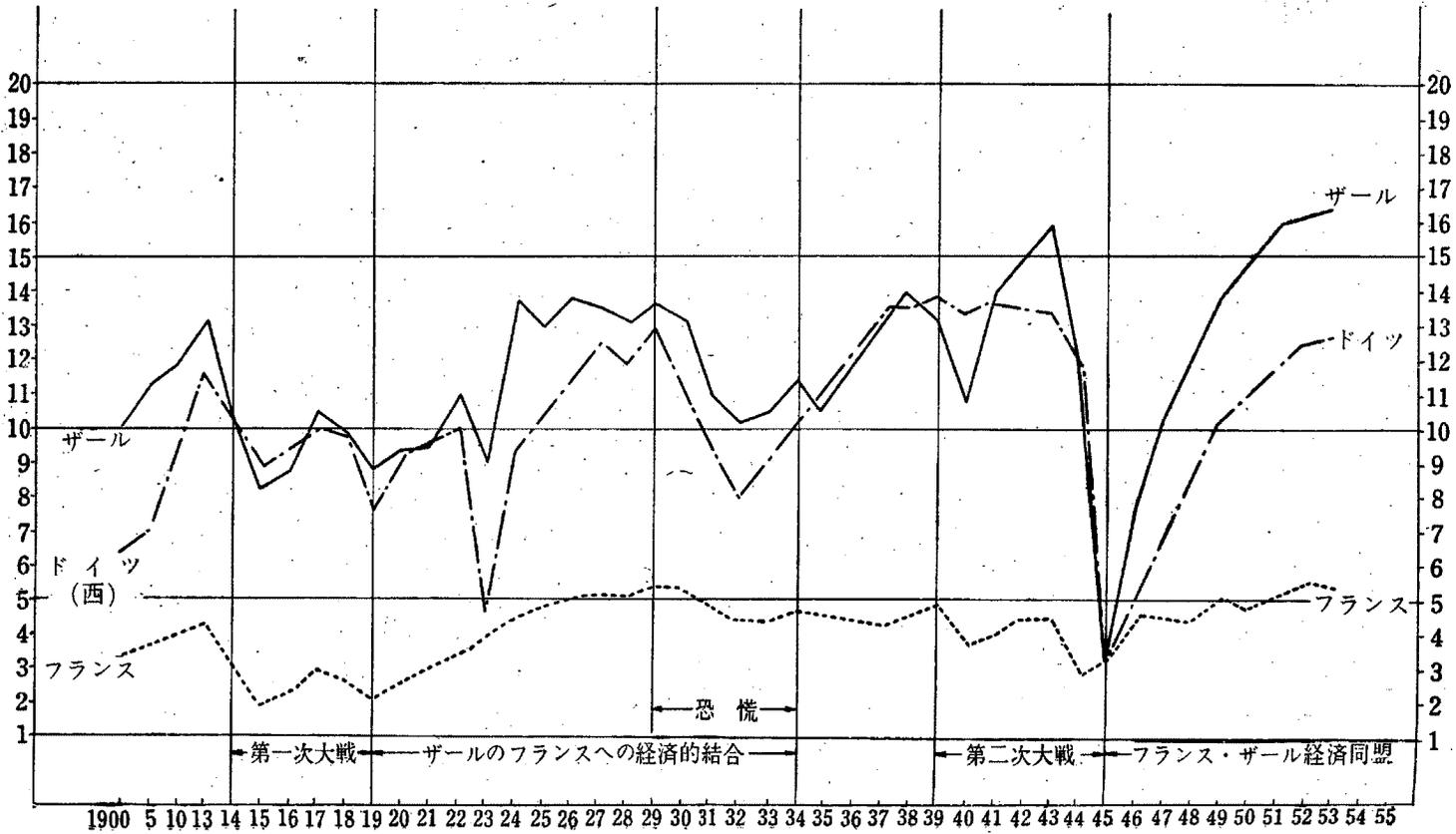
第三図 第二次大戦後のザール (1945~1956)



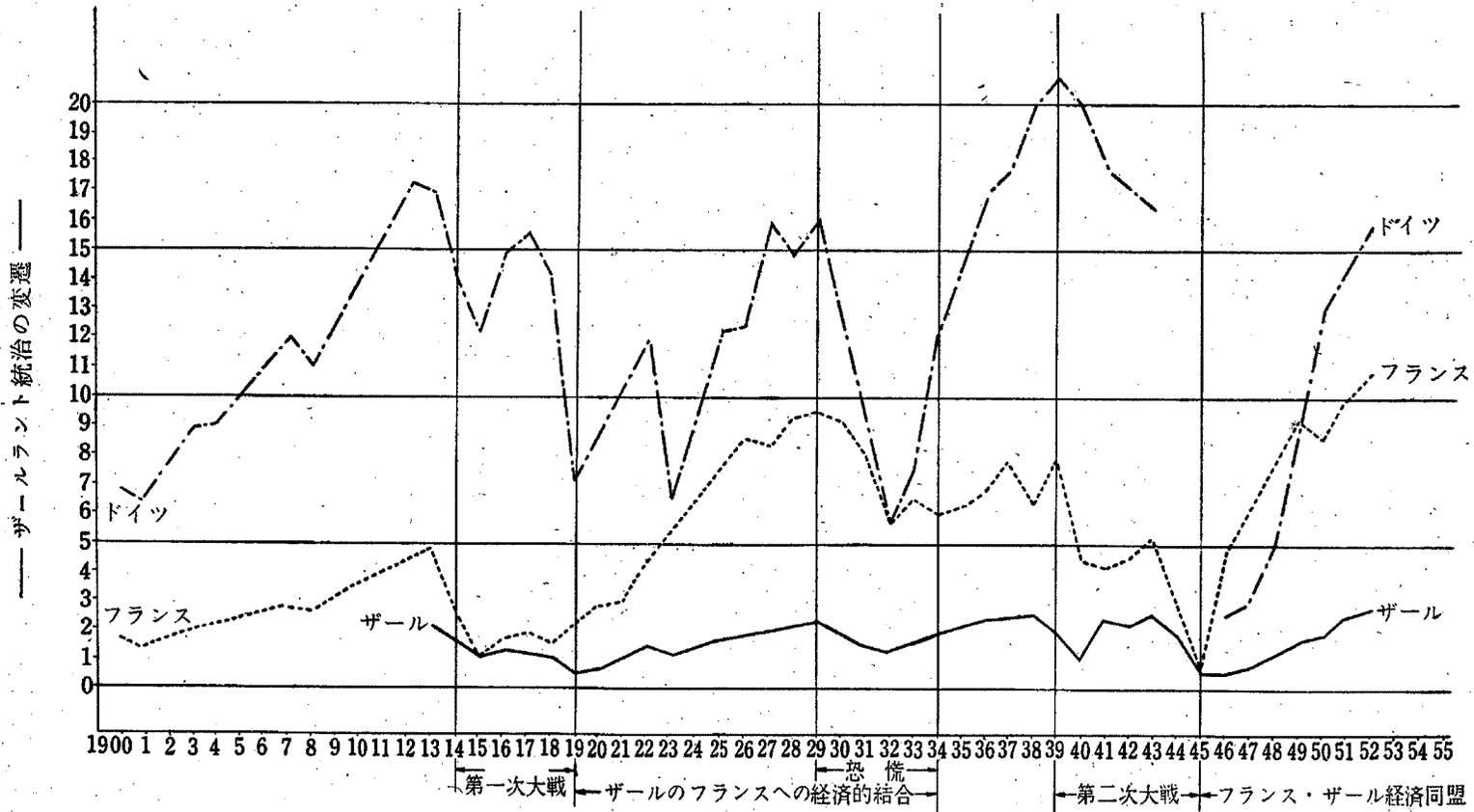
第一表 石炭産出量

ザール 100万トン単位
ドイツ >1000万トン単位
フランス

1900~1953



第二表 鉄鋼の生産量 100万トン単位 1900~1952



—— ガールラント統治の変遷 ——